

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成21年6月30日

独立行政法人
森林総合研究所森林農地整備センター
東北北海道整備局長 美濃 眞一郎

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 21郡山 農用道1工区付帯工工事
(2) 工事場所 福島県郡山市地内
(3) 工事内容 本工事は、農用地総合整備事業郡山区域の事業計画に基づき、農業用道路1工区に係る付帯工を実施するものである。

主要工事概要

農業用道路

流末水路工	L=880m
付帯工	1式

- (4) 工期 平成22年1月29日まで
(5) 本工事は、下記内容の対象工事である。

提出された競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う総合評価方式（施工体制確認型）及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター契約事務取扱要領（20森林整管第35号。以下「契約事務取扱要領」という。）第16条に基づく低入札価格調査対象工事の試行工事である。

- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び確認資料の提出者は、

次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター業者等選定要領(20 森林整管第 54 号。以下「業者等選定要領」という。)第 7 条(有資格者とししない者)及び第 8 条(有資格者とししないことがある者)の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、業者等選定要領第 7 条中、特別の事情がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター(特定中山間等部門)における対象工事種別(建設工事)平成 21・22 年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、土木工事「B 等級」に認定されている者であること。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく本店、支店又は営業所が福島県内にあること。また、経常建設共同企業体にあつては、その所在地が福島県内にあること。
- (5) 施工実績

確認申請書及び確認資料を提出する者は、2.(5)の に示す同種工事について、平成 6 年度以降に元請として完成・引渡し完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体発注の工事の実績を 1 件以上有さなければならない。

なお、特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する法人(日本道路公団など、同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む。)をいう。

経常建設共同企業体にあつては、少なくとも 1 社の構成員が同種工事の施工実績を有していなければならない。共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものについて認める。

同種工事とは、開水路形式のコンクリート水路工事をいう。

工事成績が独立行政法人緑資源機構(特定中山間等部門)が発注した工事に係る工事成績である場合にあつては、緑資源機構請負工事成績評定要領(15 緑機達森第 192 号。以下「工事成績評定要領 1」という。)に規定する評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

工事成績が独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター(特定中山間等部門)が発注した工事に係る工事成績である場合にあつては、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター請負工事成績評定要領(20 森林整農第 6 号。以下「工事成績評定要領 2」という。)に規定する評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) 工事成績評定点

独立行政法人緑資源機構東北北海道整備局（特定中山間等部門）が発注した工事のうち平成19年度以降に元請として完成した工事の実績がある場合において、工事成績評定要領1に規定する評定点合計の平均点が65点以上であること。

経常建設共同企業体にあつては、その各々の構成員の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局（特定中山間等部門）が発注した工事のうち元請として完成した工事の実績がある場合において、工事成績評定要領2に規定する評定点合計の平均点が65点以上であること。

経常建設共同企業体にあつては、その各々の構成員の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

（7）配置予定の技術者の状況

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従って当該工事に専任で配置できること。

配置予定の技術者は、平成6年度以降に元請として完成・引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、2.（5）の に示す同種工事について、1件以上従事した経験を有さなければならない。

なお、当該経験が平成11年度以降に完成した独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター（特定中山間等部門）又は独立行政法人緑資源機構（特定中山間等部門）が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定要領1又は工事成績評定要領2の第5に規定する工事成績評定点が65点未満のものは、当該経験として認めないものとする。

主任（監理）技術者は、1級の土木施工管理技士若しくは2級の土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここで同等以上の資格を有する者とは、次の者とする。

ア 建設機械施工技士の資格を有する者

イ 技術士（農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。））の資格を有する者

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者（平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者については、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）であること。

経常建設共同企業体が確認資料を提出する場合は、その各々の構成員から主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。ただし、同種工事の経験は、そのうち1名以上の者が有していなければならない。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

入札参加希望者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

なお、恒常的な雇用関係とは、確認資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

（8）施工計画が適正であること。

(9) 本工事に係る設計業務等の請負者又は、当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10) 郡山建設事業所における現場技術業務の請負者又は、当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(11) 不誠実な行為

下記に該当し、かつ当該状態が継続している者でないこと。

工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に従わない等、請負契約の履行が不誠実な事実がある。

一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の強制購入等、下請契約関係が不適切な事実がある。

警察当局から、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターに対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

虚偽の確認申請書の提出の事実がある。

(12) 確認申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局長（以下「東北北海道整備局長」という。）から、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（20 森林整管第 60 号）に基づく指名停止を受けていないこと。確認申請書及び確認資料の提出時に指名停止期間中の者であっても、当該指名停止の期間終了日が確認申請書及び確認資料の提出期限の日までであれば受け付ける。

(13) 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等を受け、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(14) 安全管理の状況

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局の発注工事について労働基準監督署からの指導を受け、これに対する改善を行わない状況が継続していて、明らかに契約の相手方として不相当である者でないこと。

(15) 労働福祉

下記に該当し、かつ当該状態が継続している者でないこと。

賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり、これに対する改善がなされていない事実がある。

建設業退職金共済契約を締結していない。

3. 総合評価方式

(1) 評価項目

1) 施工体制評価点

ア 施工体制

2) 加算点

ア 企業評価

イ 技術者評価

ウ 施工計画案

(2) 総合評価の方法

「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「総合評価加算点」の最高点を40点とする。

「施工体制評価点」の算出方法は、施工体制（施工体制確保の確実性、品質確保の実効性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

「総合評価加算点」の算出方法は、3.（1）の2）の評価項目（企業評価、技術者評価、施工計画案）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を入札参加者の「評価点数の合計値」の最も高い者に40点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ、評価点数0点と評価点数の最も高い者の点数の間で按分して求められる数値を「加算点」として与える。

価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価方式（簡易型のうち施工体制確認型の試行）は、予定価格の制限の範囲内で、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「総合評価加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+総合評価加算点}/入札価格）（以下「評価値」という。）により行う。

「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「総合評価加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

1) 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあった、著しく不適當であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、

「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

2) 3.（3）の1）において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に関しては、施工計画に記載された内容により施工し、工事完成後に履行状況について検査を行う。請負者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定点を未実施の評価項目ごとに減ずることとする。

4. 入札手続等

本工事は、入札の手続きについて、原則として電子入札システムを用いる方式（以下

「電子入札方式」という。)の対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、電子入札によらない従来の紙による入札(以下「紙入札方式」という。)の承諾に関する申請書を提出し東北北海道整備局長の承諾を得た者に限り紙入札方式(持参に限る。)に代えることができる。

(1) 担当課 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 8 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
管理課(横山、狩野)

電話(019)654-0101

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：平成 21 年 6 月 30 日から入札執行日の前日までの「行政機関の休日に関する法律」(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、10 時から 12 時、13 時から 16 時まで

交付場所：岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 8 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
管理課(横山、狩野)

電話(019)654-0101

交付方法：4.(1)の の交付場所において CD-R を手交する。ホームページ上での交付の受付及びメールによる交付は行わない。

なお、入札説明書に係る費用は無料とするが、CD-R は後日返却のこと。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出期間、提出場所及び提出方法

東北北海道整備局長は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から確認申請書及び確認資料の提出を求める。

提出期間：平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 14 日までの休日を除く毎日、10 時から 12 時、13 時から 16 時まで

提出場所：岩手県盛岡市中央通 3-3-3 菱和ビル 8 階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
管理課(横山、狩野)

電話 (019)654-0101

提出方法：入札説明書に示す様式 1 のみを電子入札方式により送付するものとし別記様式 1 を送付した後に確認申請書及び確認資料(別記様式 1 含む。)を 4.(3)の の提出場所に正 1 部を提出すること。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 入札書の提出期限、場所及び提出方法

提出場所及び提出方法

入札書は、電子入札方式により提出すること。

承諾を得て紙入札方式により持参する場合の提出場所は 4.(5)の と同じとする。

提出期限

電子入札方式の場合は、入札書受付締め切り日時（平成21年8月4日10時00分とする。）までに入札書を提出しなければならない。

紙入札による持参の場合は4.(5)のと同じとする。

入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札の日時及び場所

日 時：平成21年8月5日10時00分

場 所：岩手県盛岡市中央通3-3-3 菱和ビル7階

独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局
会議室

その他：紙入札方式で持参する場合、入札の際には、東北北海道整備局長から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

競争参加資格がないと認められた者が説明を求めた場合は、入札の執行を延期することとし、入札公告の訂正を掲示及び下記のホームページへの掲載により公告する。

【ホームページアドレス】

<http://www.green.go.jp/area/seibi-nou/touhoku/index.html>

変更後の入札執行の日時及び場所については、競争参加資格があると認めた者へ追って通知するが、4.(5)の掲示及びホームページを確認すること。

(6) 入札保証金

入札保証金は、免除するものとする。

(7) 契約保証金

契約保証金は、納付するものとする。

ただし、利付国債の提供又は指定の銀行、東北北海道整備局長が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

5. 入札の無効

(1) 本公告に示した競争参加資格（競争に参加する者に必要な資格）のない者のした入札、確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(3) 東北北海道整備局長により競争参加資格のあることを確認されたものであっても、開札の時に於いて2.に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

6．低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

本工事が、契約事務取扱要領第16条に規定する調査対象に該当する工事となった場合は、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

(1) 監督体制の強化等

施工体制の点検として、施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアルの一部改正について」（平成18年3月31日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

(2) 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

また、独立行政法人森林総合研究所（特定中山間等部門）工事現場等における施工体制の点検要領（平成20年4月1日付け20森林整管第101号）、施工体制点検審査マニュアル（平成15年10月1日付け農用地業務部設計課長名事務連絡）に基づき、随時、下請への支払い状況の調査を実施する。

(3) 請負者側技術者の増員について

予定価格が2億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低価格調査対象工事となった場合、請負者は、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター東北北海道整備局管内で本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、下記のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を合わせて提出すること。

ア 工事成績70点未満の評定を通知された。

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は東北北海道整備局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた。

7．低入札価格調査対象工事に係る対策

(1) 次に示す点検段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合には、低入札価格対象工事に対する試行工事として、その回数に応じ7.(2)及び(3)の措置を講ずる。

施工段階確認

施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

下請契約状況調査における下請支払の実態把握段階（施工体制確認のための追加

資料との整合確認を含む。)

- (2) 7.(1)に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北北海道整備局長が発注する別の新規工事における当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。
- (3) 7.(1)に示す文書指示の回数が2回となった場合は、7.(2)の措置に加えて、東北北海道整備局長が発注する別の新規工事の入札参加制限を行う。
なお、入札参加制限の期間は、改善指示日から本工事の完成検査に合格し完了するまでの期間と、改善指示日から1年間のどちらか短い方とする。

8. 電子入札

- (1) 電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。電子入札システムに係わる運用については、「センター電子入札運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。

【ホームページアドレス】

<http://www.green.go.jp/keiyaku/denshi.html>

9. その他

- (1) 入札又は契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続きにおける交渉の有無 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (5) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 落札者決定後、発注者支援データベースシステム(CORINS)等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には契約を結ばないことがある。
- (7) VE提案を求める範囲は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等とする。
なお、詳細は特別仕様書による。
- (8) VE提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (9) 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った者の責任が否定されるものではない。
- (10) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
- (11) 契約事務取扱要領第16条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

(12) 契約事務取扱要領第16条に規定する調査を受けた者との契約に係る前払金の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(13) 違約金について

本契約に関し、請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

また、請負者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。